

科学基礎論学会 会計及びその監査に関する細則

2025年9月12日理事会制定

(趣旨)

第1条 この細則は、科学基礎論学会会則第13条の規定に基づき、本会の会計及びその監査に関し必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 本会の会計は、理事会の議を経た上で理事長が指名した者によって構成される事務局が業務を担当し、理事長が指名した理事が統括する。

(会計業務)

第3条 事務局は、会計に関して以下の業務を行う。

- (1) 会費の管理及び寄付金等の受領
- (2) 学会運営に必要な支払い
- (3) 会計に関する帳票書類の管理
- (4) 予算案及び決算案作成ならびに会計監査に必要となる業務
- (5) その他、本会の会計に関する業務

(会計口座)

第4条 会計口座は理事長が管理する。ただし理事長は、その管理を事務局に委託できるものとする。

(予算)

第5条 理事長は、評議員会及び総会の議を経た上で、予算を決定する。

(会計監査)

第6条 監事は、各会計年度に係る決算について、監査を行う。

2 監事は、監査の結果を、評議員会及び総会で報告する。

(決算)

第7条 前条により監査を受けた決算は、評議員会及び総会の承認を得た上で、理事長が確定する。

(保存期間)

第8条 会計に関する帳票書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 決算報告書及び会計帳簿 永年保管
- (2) 証憑書類 5年
- (3) 前項に定める保存期間の起算日は、翌期首とする。

(雑則)

第9条 この細則に定めることのほか、会計及びその監査に関して必要な事項は、理事長が決定する。

附則

この細則は、2025年9月12日から施行する。